**虐待を受けている子どもがいる。**

**Ｑ 19**

　教職員は、日常的に子どもたちに接する機会が多く、児童虐待を発見しやすい立場にあります。児童虐待は、子どもに対する著しい人権侵害であるという認識を深め、もしやと思ったら迷わず対応することが大切です。

**Ａ１　気づきと早期発見が重要です。**

児童虐待には、①身体的虐待②性的虐待③ネグレクト④心理的虐待⑤経済的虐待があります。「虐待を受けた子どもは自分の学校・学級にも存在しうる」という意識をもち、普段の何気ないしぐさや言動から子どものサインを見逃さず、チェックシートなどを参考に、虐待を早期に発見することが重要です。

※　児童虐待の行為及びチェックシートについては、ＣＨＥＣＫ①で紹介している「子どもたちの輝く未来のために」及び「要点編」を参照してください。

※　「⑤経済的虐待」については、「大阪府子どもを虐待から守る条例」第２条（３）に規定

**Ａ２　児童虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合はすぐに報告してください。**

子どもが児童虐待を受けたと思われる場合は、市町村、都道府県の設置する福祉事務所、もしくは児童相談所（子ども家庭センター等）に通告する義務があります(児童虐待の防止等に関する法律第６条)ので、学校から通告しなければなりません。もしや児童虐待では、と思ったときは、子どもを守るために早急に校長・准校長に報告してください。その日のうちに保護する必要がある場合もあります。

**Ａ３　学校内・学校外で十分な連携が必要です。**

学校は、市町村児童虐待担当課又は児童相談所（子ども家庭センター等）に通告した後、子どもへのケアや保護者への支援など継続的な取組みを進めることが重要です。そのために、校内のチーム会議などで情報を共有し、取組みの具体的方策を立てる必要があります。情報を共有して的確な方策を立てるためにも、個人指導記録票など観察記録を作成し活用しましょう。

その際、スクールソーシャルワーカー等の専門家と積極的に連携することで関係機関との連携をさらに密にし、ケース会議などで個別の対応やネットワークによる継続的な支援について協議しましょう。児童虐待を受けた子どもは心に深い傷を負っています。

虐待を受けた子どもにとって学校は安全安心な居場所であることが求められます。スクールカウンセラーなどと十分相談しながら、必要に応じて専門家や専門機関の支援を要請するなど、心のケアをはじめとする支援に努めなければなりません。

また、通告の対象となった子どもに係る情報提供については、市町村児童虐待担当課又は児童相談所（子ども家庭センター等）に対し、おおむね１か月に１回程度、定期的に行うとともに、不自然な外傷など新たな兆候や状況の変化等を把握したときは、すみやかに情報提供又は通告をするようにしましょう。特に、一時保護を解除され、帰宅した子どもについては、子どものささいな変化も見逃さず、児童相談所等と日常的な連携を行うようにしましょう。

**〈ポイント〉**

保護者や関係機関との日常的な連携と信頼関係が大切です。普段から子どもの悩みや相談をしっかり聞き取りましょう。また、家庭訪問を効果的に行うなど、さまざまな工夫をして子どもや保護者との信頼関係を築くようにしましょう。

*★ＣＨＥＣＫ①★*

①「子どもたちの輝く未来のために－児童虐待防止のてびき－」（大阪府教育委員会　平成23〔2011〕年３月改訂）

学校における児童虐待への対応について、｢早期発見｣「通告」「継続的支援」の３つの視点から、学校及び教職員が講ずべき方策、措置等を示しています。

②「子どもたちの輝く未来のために－児童虐待防止のてびき－要点編」

（大阪府教育委員会　令和元〔20１9〕年12月）

直近の法制等を鑑みて、児童虐待対応について学校で押さえておくべきポイントをまとめています。<https://www.pref.osaka.lg.jp/jidoseitoshien/gyakutaibousi/index.html>

③「学校・教育委員会等向け虐待対応の手引き」（文部科学省　令和２〔2020〕年６月改訂版）

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/1416474.htm>

④「教職員向けDV被害対応マニュアル〔改訂版〕」（大阪府民文化部　平成30〔2018〕年２月）

　　「教職員向けDV被害対応マニュアル〔概要版〕」（大阪府民文化部　平成30〔2018〕年９月）

　 DVは配偶者間だけの問題にとどまらず、その家庭で育つ子どもに重大な影響を与え、DVを子どもが目撃することは心理的虐待にあたると示しています。

*★ＣＨＥＣＫ②★*

「児童虐待の防止等に関する法律(抄)」（日本国　平成19〔2007〕年６月最終改正）

<https://www.mhlw.go.jp/bunya/kodomo/dv22/01.html>

児童虐待防止法の改正により、学校としての判断、関与がより一層強く求められるようになり、虐待が疑われる場合も通告が求められるようになりました。学校は組織的に児童虐待の早期発見に努めなければなりません。

*★ＣＨＥＣＫ③★*

①「児童の権利条約（児童の権利に関する条約）」（国際連合　平成元〔1989〕年11月採択、平成２〔1990〕年９月発効）

<https://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/jido/index.html>

児童の人権の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したものです。

②「こども基本法」(令和５〔2023〕年４月)

<https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_housei.nsf/html/housei/20820220622077.htm>

基本理念として、「全てのこどもについて、適切に養育されること、その生活を保障されること、愛され保護されること、その健やかな成長及び発達並びにその自立が図られることその他の福祉に係る権利が等しく保障される」と第三条に記されています。

③「大阪府子ども条例」(大阪府　平成19〔2007〕年４月)

<https://www.pref.osaka.lg.jp/kosodateshien/kodomojorei/index.html>

この条例は、すべての子どもが社会全体で見守られながら、健やかに成長することができる社会の実現をめざすものです。保護者の責務として、子どもを大切に育てなければならないことについても第五条に記されています。

*★ＣＨＥＣＫ④★*

「学校等における児童虐待防止に向けた取組について(報告書)」（文部科学省　平成18〔2006〕年５月）

<https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/seitoshidou/06060513/001.htm>

国内外の先進的な事例などを示し、学校等の取組みを支援するために実施された調査研究の報告書です。

*★ＣＨＥＣＫ⑤★*

「『ヤングケアラーの早期発見・把握と支援に向けた取組み』について」（大阪府教育庁令和３〔2021〕年９月）

　子どもの日々の変化に気づきやすい教職員が、ヤングケアラーについて理解を深めること、ヤングケアラーの早期発見・把握等に向けた取組み例、支援につなげるための取組みを示しています。

*★ＣＨＥＣＫ⑥★*

①「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part２ －集団づくり[基礎編]－」(大阪府教育センター　平成20〔2008〕年５月)

子どものつぶやきと教職員の思いにこたえるかたちで、安心して学び合い高め合う集団づくりの在り方や方法についてまとめています。特に、第１章の２では、子どもの悩み・本音をつかむ姿勢を身に付ける大切さとともに、子どもの状況を丁寧に把握するための視点や虐待を早期発見するためのポイントが紹介されています。

②「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part３ －集団づくり[探究編]－」(大阪府教育センター　平成21〔2009〕年３月)

「ＯＳＡＫＡ人権教育ＡＢＣ Part２ －集団づくり[基礎編]－」にまとめたことを発展させています。特に、第８章では、人権学習を通じて育てたい力についてや「自分」が好きになる人権学習、さらに、仲間とつながる

人権学習についてなど、人権学習と集団づくりを結び付ける意義とその方法及びそこでめざすものについて説明しています。

③「人権教育リーフレット」シリーズ(大阪府教育センター)

<https://www.osaka-c.ed.jp/matters/humanrights_files/leaflet/page.html>

子どもの虐待について、その背景やどう対応するか等を、分かりやすくまとめています。

【補足と発展】

①　教職員が、児童虐待に対する理解と認識を深め、児童虐待を早期に発見し適切な措置や援助をとるためには、対応に関する知識を習得し、適切な措置や援助を行う実行力を兼ね備えることが必要です。このため、専門家を講師とした教職員への研修や事例検討を行うなど、実践的・効果的な研修を行うことが大切です。

②　児童虐待だけでなく、セクシュアル・ハラスメントや体罰などの権利侵害について、子どもが正しい認識を持ち、自分の気持ちを伝え、いきいきと生活できる力をつける教育を充実していく必要があります。

1. 虐待を受けた子どもの中には児童養護施設から通学している子どももいます。協力しながら対応するためにも、

日常からの児童養護施設との連携が大切です。

以下の◆は内容を説明したもの、◎は本文を引用したものです。

文部科学省「人権教育の指導方法等の在り方について〔第三次とりまとめ〕」<https://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chousa/shotou/024/report/08041404.htm>

* 学校における人権教育の取組に当たっては、上に見た人権教育の目的等を踏まえつつ、さらに、人権教育・啓発推進法やこれに基づく計画等の理念の実現を図る観点から、必要な取組を進めていくことが求められる。人権教育・啓発推進法では、「国民が、その発達段階に応じ、人権尊重の理念に対する理解を深め、これを体得することができるよう（第３条）」にすることを、人権教育の基本理念としている。〔第Ⅰ章－２．－(1)〕
* ［自分の大切さとともに他の人の大切さを認めること］ができるために必要な人権感覚は、児童生徒に繰り返し言葉で説明するだけで身に付くものではない。このような人権感覚を身に付けるためには、学級をはじめ学校生活全体の中で自らの大切さや他の人の大切さが認められていることを児童生徒自身が実感できるような状況を生み出すことが肝要である。個々の児童生徒が、自らについて一人の人間として大切にされているという実感を持つことができるときに、自己や他者を尊重しようとする感覚や意志が芽生え、育つことが容易になるからである。〔第Ⅰ章－２．－(2)〕
* 児童生徒の間にいじめがあったり、経済的・社会的な問題等に由来する人権侵害を受けている児童生徒がいたりする場合には、そうした立場にある児童生徒などの経験や思いを、学校や教職員及び他の児童生徒が十分に受けとめ、これに配慮しつつ人権教育を進める必要がある。人権侵害を受けた児童生徒が、その事実や背景を、自ら振り返り、考えることができるようにしたり、信頼できる教職員や他の児童生徒に話して、共感と信頼を深めたりできるよう、必要な支援を行っていくこと等も重要となる。〔第Ⅱ章－第２節－３．－(4)〕
* 「家庭・地域、関係機関との連携及び校種間の連携の重要性」について説明されている。〔第Ⅱ章－第１節－３．〕

〈人権教育推進プラン〉<https://www.pref.osaka.lg.jp/jinkenkyoiku/houshin/index.html>

* 子どもの人権については、仲間はずしやことば・暴力によるいじめ、インターネットを通じて行われるいじめによって、時には命に関わる深刻な状況も生み出されており、平成25年（2013年）「いじめ防止対策推進法」が施行された。さらに、薬物乱用、自死などの問題も生じている。近年、子どもの貧困が大きな社会問題となり、平成26年（2014年）には「子どもの貧困対策の推進に関する法律」が施行され、教育の機会均等を図るため子どもの貧困対策を総合的に推進することとされた。また、家庭における児童虐待など、子どもの健やかな成長が阻害される問題が顕在化しており、学校における体罰も根絶されていない。さらに、不登校、高校中途退学教育を受ける権利の保障という観点からの問題もあり、平成29年（2017年）、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育の機会の確保等に関する法律」が施行された。〔１－（1）〕
* 一人ひとりの子どもの人権が保障され、安心して学校生活を送ることができるよう、子ども一人ひとりを学校全体で受け止める必要がある。学級担任だけでなく、関係教職員が多様な観点から意見交換を行い、適切な役割分担のもとで、それぞれの子どもに合った最善の指導を組織的に実施していくことが重要である。〔２－(1)－イ－(ｱ)－ｃ〕